

処遇改善等加算の過払い・返還は今年で終わりにしませんか？

処遇改善等加算セミナー

配分方法

監査 対策

制度概要

取得方法

このような経営者の方々におすすめです!

- ▶ 毎年、年度完了報告の際に処遇改善等加算について一定額の返還、または過度な支払いが発生している方
- ▶ 処遇改善加算ⅢⅢの効果的な配分方法や、他の企業主導型保育事業での事例を知りたい方
- ▶ 処遇改善等加算の監査上の注意点を知りたい方
- ▶ 処遇改善等加算を取得したいが具体的な申請方法が不明な方

詳細は中面を開いてご確認ください!▶▶▶▶▶▶▶▶

2024年**10月28日**月・**31日**木・**11月5日**火・**8日**金

オンライン開催 全日程**13:00～15:00**開催(ログイン開始:開始時間30分前～)

企業主導型保育事業向け 処遇改善等加算セミナ一

お問い合わせNo.**S119431**主
催

サステナグロースカンパニーをもっと。

Funai Soken

株式会社船井総合研究所 〒541-0041 大阪市中央区北浜4-4-10 船井総研大阪本社ビル



当社ホームページからお申込みいただけます。(船井総研ホームページ「www.funaisoken.co.jp」右上検索窓に「お問い合わせNo.」を入力ください。) → 119431 🔍

講座		講座内容	
第1講座		企業主導型保育事業における3つの処遇改善等加算の概要	
		株式会社船井総合研究所 子育て支援部 リーダー 吉田 健人 保育士の給与が全業種と比較して低いと問題視されたことから始まった処遇改善等加算は、企業主導型保育事業でも加算を取得することが可能ですが、認可保育所等の処遇改善等加算とはルールが異なる面も多くあります。本講座では、企業主導型保育事業における処遇改善等加算ⅡⅢについて、令和6年度の最新情報も交えつつ、処遇改善等加算全体の基礎知識を解説します。	
第2講座		3つの処遇改善等加算のポイント・活用事例	
		株式会社船井総合研究所 子育て支援部 菊地 智也 制度が複雑で加算の算定・申請・実際の改善や辞令交付などの運用が複雑な企業主導型保育事業の処遇改善加算ⅡⅢについて、事業計画申請から実際の運用・完了報告までを丁寧に解説いたします。また、監査時によく確認されているポイントや対応についてもお伝えいたします。	
第3講座		本日のまとめ	
		株式会社船井総合研究所 子育て支援部 リーダー 吉田 健人 本日のセミナーを振り返り、明日から実践してほしいこと、今後の法人運営での処遇改善加算の活用など本日のまとめをお伝えいたします。	

開催要項

オンライン開催

2024年 **10月28日**月 **11月5日**火
10月31日木 **11月8日**金
 13:00～15:00 (ログイン開始:開始時間30分前～)

※本講座はオンライン受講となっております。諸事情により受講いただけない場合がございます。ご了承ください。セミナー参加方法の詳細は「船井総研 Web参加」で検索。

お申込み期日

銀行振込み :開催日6日前まで
クレジットカード:開催日4日前まで
 ※祝日や連休により変動する場合もございます。

受講料	一般価格	税抜 10,000円 (税込 11,000円) / 一名様	会員価格	税抜 8,000円 (税込 8,800円) / 一名様
	● 会員価格は、各種経営研究会・経営フォーラム、および社長onlineプレミアムプラン(旧:FUNAIメンバーズPlus)へご入会中のお客様のお申込みに適用となります。			

お申込み方法



【QRコードからのお申込み】

右記QRコードから
お申込みください。



【PCからのお申込み】

<https://www.funaisoken.co.jp/seminar/119431>

船井総研ホームページ (<https://www.funaisoken.co.jp>) に右上検索窓に「119431」をご入力し検索ください。

E-mail seminar271@funaisoken.co.jp **TEL** 0120-964-000 (平日9:30~17:30)

※よくあるご質問は「船井総研 FAQ」と検索しご確認ください。※お電話・メールでのセミナーお申込みは承っておりません。



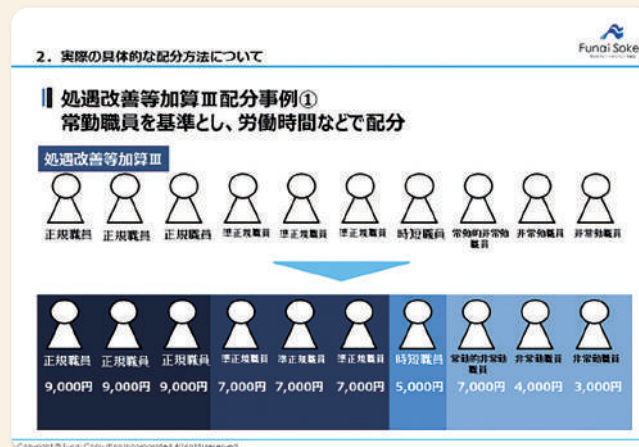
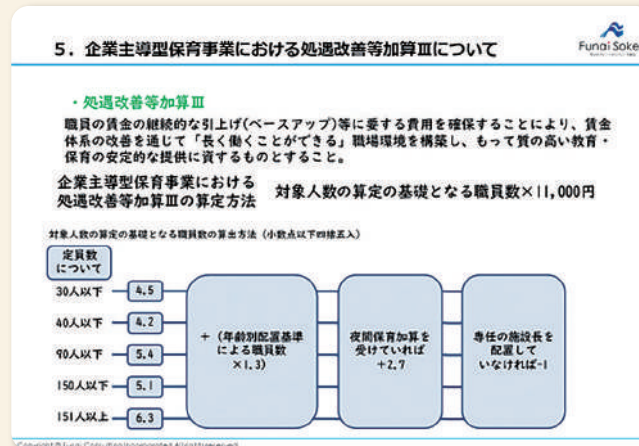
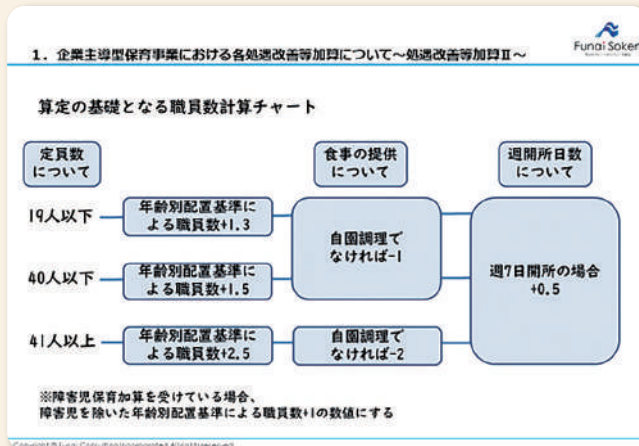
保育士の待遇改善・定着・保育の質の向上に最適!取得して損しないために 処遇改善等加算ⅡⅢについて詳細に解説!



支給金額以上に配分をしており、
人件費を圧迫している…



配分計画を作ることで、
過剰支給・過少支給が改善できます!



処遇改善等加算の年間の支給金額を計算し、各加算に合った適切な配分基準を設けることで、過度な支給を減らすことが可能です。園の規模にもよりますが、過剰支給をしている場合、**数十万円～数百万円**/年の収支改善が見込める場合もあります。

処遇改善等加算の

配分方法/監査対応
制度概要/取得方法 等を

すべて
解説します!!

本セミナーで学べること

- ▶ 自園で処遇改善等加算がどの程度支給されるか知る方法
- ▶ 他の園に直接聞きづらい具体的な配分方法
- ▶ 監査での処遇改善等加算関係の対応方法
- ▶ 要綱では複雑に記載されている処遇改善等加算の仕組み
- ▶ 処遇改善等加算の取得方法

延べ**250園以上**のコンサルティングで培った
ノウハウをセミナーで大公開いたします!

過去セミナーに参加されたお客様の声



処遇改善等加算の配分事例が分かりやすく参考になりました。

今まであやふやであった点が、細かくご説明いただき
少しずつ消化できました。

